

## 入会及び変更・退会規程

### (目的)

- 第1条 この規程は、定款第8条及び第11条の規定に基づき、この法人の会員の入会及び変更・退会に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 この規程の対象となる社員（会員）は、定款第7条（種別）に定めた（1）正会員（製造等の事業主）、（2）賛助会員（本会の目的に賛同する個人又は法人）及び（3）名誉会員をいう。

### (会員資格基準及び手続き)

- 第2条 この法人の正会員又は賛助会員として入会しようとする個人又は団体（法人）に対しては、理事会の議を経て定める入会申込書の提出を求めることとする。
- 2 前項の入会申し込みに対しては、会員資格基準及び入会手続き規則により、理事会において入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。
- 3 名誉会員については、理事会で予め本人の意向を確認の上、社員総会において推薦を決定し、本人に通知する。

### (会員名簿及び個人会員に関する情報の取扱い)

- 第3条 入会者は、会員の種別毎に、この法人の管理する会員名簿に登録する。
- 2 前条の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、理事会が別に定める変更・退会手続き規則にある変更届の提出を求める。
- 3 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

### (入会金及び会費)

- 第4条 入会金及び会費の金額及び納期並びにこれらの免除に関する細則は、定款第9条により社員総会の議を経て、別に定める会費規程による。
- 2 会費滞納に対する催告及び懲戒手続きについては、理事会の承認を得て定める倫理規程と会員資格基準の定めによる。

### (退会事由及び手続き)

- 第5条 会員は、定款第11条の定めにより、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。
- 2 退会以外の事由により、会員の資格を喪失した場合は、退会と同じく会員名簿の登録を抹消する。
- 3 前各項により会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはでき

ないものとする。

(再入会)

第6条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書とともに、改めて第2条に定める入会申込書の提出を求めることができる。

- 2 前項の再入会申込に対しては、第2条に定める基準により、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。ただし、退会の際に入会金及び会費の未納がある場合には、当該未納分を支払わない限り再入会は認めないものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、「規程類管理規程」の定めに基づき行う。

附則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この基準は、定款（JSLA-NE001-1）の登記の日から施行する。
- 3 改訂 平成24年12月31日
- 4 改訂 平成26年4月1日
- 5 改訂 平成28年6月8日（規程番号変更）

この基準の変更は、平成28年6月8日から施行する。